

熊本県動物愛護センターボランティア活動に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県動物愛護センター（以下「センター」という。）における動物愛護関連事業の充実を図るため、動物に関する技術や知識を有するボランティア（以下「動物愛護ボランティア」という。）との協働で動物愛護を推進することを目的とする。

(登録要件)

第2条 動物愛護ボランティアに登録するための要件として、自らの意思に基づき、無償でセンターの動物愛護事業の推進に協力できる者（未成年者を含む）で、かつ第3条に規定する活動に従事するために、あらかじめセンター所長が認めること。

なお、ボランティア活動者が未成年の場合は、保護者の承諾を必要とする。また、活動時は一緒に活動できる成人（動物愛護ボランティアに登録しているものに限る）と同伴の上、活動を行うこと。

(活動範囲)

第3条 動物愛護ボランティアの活動（以下「ボランティア活動」という。）は、次のとおりとし、センター職員の管理のもと行うものとする。

- (1) 譲渡動物の社会化トレーニング及び散歩
- (2) 譲渡動物の清潔保持の施術（トリミング・シャンプー等）
- (3) 動物愛護イベント等センターが実施する各種普及啓発等への協力
- (4) その他動物愛護事業の運営に関し、センター所長が必要と認める事項

(動物愛護ボランティアの遵守事項等)

第4条 動物愛護ボランティアの遵守事項は、以下のとおりとする。

- (1) 熊本県が行う動物の愛護及び管理に関する施策を理解し、協力すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法その他の動物の愛護及び管理に関する法令を理解し、遵守すること。
- (3) ボランティア活動に際しては、県の動物愛護管理事業に誤解を招く又は支障を来す行為を行わないこと。
- (4) ボランティア活動に伴い知り得た個人情報、センターの内部情報を他者に漏洩しないこと。
- (5) 本要領で定められた範囲を超えて活動してはならないこと。
- (6) ボランティア活動を行う者は、活動を行う日時及び内容について、センターの担当者とあらかじめ連絡・調整を行うこと。なお、あらかじめ連絡のない活動については、原則認めない。また、ボランティア活動にあたっては、センター窓口において受付簿に氏名、入退室時間及びボランティア活動の内容を記載すること。
- (7) センター建物内（トイレ・受付窓口を除く）は、原則、入室不可とする。ただし、ボランティア活動にあたって、センター内に入室する必要がある場合は、あらかじめセンター職員の許可を得ること。

- (8) ボランティア活動中は、センター職員の指示に従うこと。
- (9) ボランティア活動中は、動物の取扱いには十分に注意し、人及び譲渡動物等の事故防止及び逸走防止に努めること。なお、動物愛護ボランティア自らに起因する事故等が発生した場合は、センター職員に報告するとともに、動物愛護ボランティア自らの責任において対応すること。
- (10) ボランティア活動中は、登録証（第4号様式）を携帯すること。
- (11) ボランティア活動において、ソーシャル・ネットワーキング・サービスやメディア等（以下「SNS等」という。）を用いる場合は、適切な情報の発信等に努めること。また、活動状況等の情報を発信する場合には、個人情報保護等の観点から、あらかじめその内容をセンターに報告のうえ、内容等について調整を図るとともに、発信後もその旨を報告すること。
- (12) センター職員や他の動物愛護ボランティア、センター来所者等の人権を尊重し、お互いを思いやる気持ちで、常識のある行動をとること。（誹謗中傷・嫌がらせ等を行わないこと。）
- (13) センターが実施する研修会等に参加するよう努めること。
- (14) センターの備品や物品等をボランティア活動で使用する場合には、あらかじめセンター職員の許可を得ること。また、ボランティア活動中にセンターの備品や物品等を破損した場合は、直ちにセンター職員に報告すること。
- (15) センターにない備品や物品等をボランティア活動で使用する場合は、センターの許可を得て、各自、準備すること。なお、持ち込んだ物品等については、ボランティア活動後、必ず持ち帰ること。
- (15) ボランティア活動において、営利を目的とした活動を行わないこと。
- (16) ボランティア活動期間中は、ボランティア保険に加入していること。

（ボランティア講習会）

第5条 センターは、動物愛護ボランティア登録希望者を対象としてボランティア講習会を次の各号のとおり実施するものとする。なお、その他必要な事項についてはセンターが定める。

- (1) ボランティア講習会の受講を希望するものは、センターにその旨、事前に連絡を行うこと。
- (2) 内容については、動物に関する法令関係等の内容を説明するものとする。
- (3) センターは、ボランティア講習会修了者に対し、ボランティア講習会受講済証（第3号様式）を交付する。
- (4) ボランティア講習会受講済証の有効期間は、講習会受講の日から3年間とする。なお、有効期限が切れた場合は、再度、ボランティア講習会を受講すること。

2 ボランティア登録希望者は、ボランティアの登録を行う前に前項で定めるボランティア講習会を受講しなければならない。

（登録及び交付）

第6条 動物愛護ボランティアの登録は、以下のとおりとする。

- (1) ボランティア活動を行おうとする者は、あらかじめ動物愛護ボランティア登録申込書（第1号様式）をセンターに提出すること。

- (2) 申込みに当たっては、ボランティア活動に関する承諾書及び誓約書（第2号様式）に記名のうえ、登録申込書に添えて提出すること。
- (3) 登録申込書を提出後、第5条に定めるボランティア講習会を受講のうえ、ボランティア講習会受講済証（第3号様式）の交付を受けること。
- (4) 動物愛護ボランティアの登録に当たり、自らボランティア保険に加入するとともに適宜更新すること。なお、保険加入費用は動物愛護ボランティアの自己負担とし、加入後は、加入証明書をセンター所長へ提示すること。
- (5) センター所長は、ボランティア保険に加入している旨の確認及びボランティア講習会の受講証を確認後、ボランティア活動を行うことが適当と認める者を動物愛護ボランティアとして登録し、登録証（第4号様式）を交付する。
- (6) センター所長は、登録した者の情報を登録台帳に記載し、適切に管理すること。
- (7) 登録有効期間は、登録をした日の属する年度内とする。

（登録の継続）

第7条 動物愛護ボランティアとしてセンターに登録した者で、継続してボランティア活動を希望する者は、登録有効期限の3か月前から1か月前までに、第6条の規定に基づき、再度登録申込みを行うこととする。

（登録の管理）

第8条 動物愛護ボランティアの登録事項の変更、抹消及び取消しについては以下のとおりとする。

- (1) 登録事項に変更があった場合には、動物愛護ボランティアはその日から1か月以内に動物愛護ボランティア登録変更・抹消届（第5号様式）をセンター所長へ届け出ること。なお、氏名や団体名の変更で登録証の記載事項に変更があった場合には、登録証を添えて届け出ること。
- (2) センター所長は、前号の規定により、動物愛護ボランティアから、登録証の提出があった場合は、変更事項を反映した登録証を、当該動物愛護ボランティアへ交付するものとする。
- (3) センターでのボランティア活動をやめる場合には、すみやかに動物愛護ボランティア登録変更・抹消届（第5号様式）により登録証を添えて届け出ること。
- (4) センター所長は、第4条に定める遵守事項に違反した者又はボランティア活動を行うことが適当でないと判断した者に対し、登録を取り消すことができるものとする。なお、第4条に定める遵守事項に違反した者及びボランティア活動を行うことが適当でないと判断した者については、登録を取り消された日から5年間は登録を拒否することができるものとする。
- (5) センター所長は、登録を取り消した場合、当該者あて書面で通知するものとする。
- (6) 登録を取り消された者は、すみやかにセンター所長へ登録証を返納するものとする。
- (7) センター所長は、登録事項に変更があった者、登録を抹消した者及び登録を取り消した者の情報を台帳に整理し、管理するものとする。

（損害の賠償）

第9条 ボランティア活動に当たり、動物愛護ボランティアの責めに帰すべき事由によりセンタ

ーに損害を与えた場合は、センター所長は動物愛護ボランティアにその賠償を求めることができるものとする。

(費用負担)

第10条 活動に伴う諸費用は、原則として登録を受けた各動物愛護ボランティアの負担とする。
ただし、センター内における活動に必要な設備、光熱費等は、原則としてセンターが準備又は負担するものとする。

(その他)

第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、センター所長が別に定める。なお、要領に定めのない事項については、動物愛護ボランティアとの調整及び意見交換のうえ決定する。

附 則

この要領は、令和6年(2024年)11月26日から施行する。